

高知県農業技術センターにおける公的研究費の管理・監査に関する基本方針

制定 平成20年5月8日

改正 令和2年11月2日

改正 令和3年8月17日

高知県農業技術センター最高管理責任者（所長）

1 趣旨

この方針は、平成19年2月15日付け（平成3年2月1日改正）文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び平成19年10月1日付け（令和3年4月1日改正）農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、高知県農業技術センターにおける公的研究費の不正使用を防止し、適正かつ効率的な研究費の管理・監査を行うための指針とする。

2 公的研究費の範囲

対象となる公的研究費は、文部科学省をはじめとする、国の関係府省又は関係府省が所管する独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした公募型の資金とする。

3 管理・監査体制等

- 1) 競争的資金等の運営・管理を適正に行うため、運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、機関内外に公表する。
- 2) 研究費の不正な使用を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制を構築する。
- 3) 具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止する。
- 4) 他者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理を行う。
- 5) 研究費の使用ルールに関する理解を機関内の関係者に周知させるとともに、機関の内外からの情報が適切に伝達される体制を構築する。
- 6) 機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備する。